

五、對シテハ回答ハ出来得ヌ

六、對シテハ東カ合向ノ結果、不統一ニツキ、本社ニ於テハ概議申ノルニ近日中解決スル見込ヲアル

七、對シテハ業務課・司幹ニアラサシテ以テ回答ハ出来ヌ

八、對シテハ兵事・总引等ニ對シテ日給ハ支給シ居ルニ皆勤トモハ種々都合上之ヲ皆勤トスルトハ出来ヌ

九、對シテハ組合ヲリ再三要求アリ之ヲ全議ニ付シ其ノ結果ハ理事ニ一任サレ居リ理事會ト連絡シテ相當研究シテ行フ積リテアル

十、對シテハ或ル一部ニ對シテハ特別手當ヲ出シ居ルニ而シテ給メテル部令ニ統テ是ヲ調査シ行合セ中テアルカ可成請者ノ意ニ添フ様ニシテ積リテアル

(以上)

労働組合の事業計画

第一、東カ合在社員ニ對シテは、賃金未納等を生ずル所ハ何カ解決シ、此ノコトを敵下員等ノ利益爲メナリトテ、第一として首領トシテ

第二、或ハ介壽政策、同延長、由入ノ削減等年々進めたい。採取を遂行

第三、全賃率を第一層不安の底ニ爲ス様とあり、組合員今日まで

かゝる困難と勇敢に斗争し来たが、飽く迄全賃率の向上に努力するが、持戻制及び

力減率と明かニシテ、五月廿日の四等

度大會は、社員の利益を半減する事を以テ

この下の労働組合を決定し、社員の代表者等を以テ大會決議を要求形式とシテ、今後は一歩も

社長を捕縛した。

一、二重賃率制の徹底

二、八時間労働制の確立

三、退職金と賞与の増進

四、介壽政策時の延長と對策

五、公務員病者の生活保護

六、前任制の即時実施

七、下級社員への待遇改善

八、社員の引当休日を皆勤と見做すこと

九、健康保険の徹底改善

十、危険作業員に対する特別手当支給

代表は、労働組合の委員長と合意して、社員の利益を守るため、労働組合を決定して、社長の代表者を捕縛した。この結果、労働組合は、社長の代表者を捕縛した。この結果、労働組合は、社長の代表者を捕縛した。